

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、環境配慮経営を積極的に行う事業者を金融機関が正当に評価し、当該事業者への投融資を支援することにより、事業者の環境配慮経営の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

一 環境格付融資

事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資。

二 エコファンドの組成等

環境に配慮した取組若しくは事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れたファンドの新規組成又は既存のファンドの環境側面の追加・拡充及び環境に配慮した取組又は事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築。

2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

銀行

信用金庫及び信用金庫連合会

労働金庫及び労働金庫連合会

信用協同組合及び信用協同組合連合会

農業協同組合及び農業協同組合連合会

漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

農林中央金庫

株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本政策投資銀行

沖縄振興開発金融金庫

証券会社

投資信託委託会社

投資顧問会社

その他「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」を実施する団体（我が国の法人格を有するもの）

（交付対象）

第4条 補助金は、金融機関が実施する「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」に係る費用を交付の対象とする。

2 前項の規定に関わらず、補助金は、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」並びに既に行われた「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」については、交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」に必要な次に掲げる経費とする。なお、人件費については、次に掲げる補助対象経費の中で環境大臣が承認したものとする。

（1） 環境格付融資制度の構築費用

設計調査費	環境格付融資制度の構築に係る調査費用
評価基準検討費	事業者又は事業のスクリーニング項目の作成に必要な費用
審査費	事業者又は事業の実地審査に必要な経費
審査技術指導費	事業者又は事業の実地審査に係る金融機関職員の技術指導に必要な経費
分析・評価費	事業者又は事業の分析・評価、及びシステム構築に係る経費
外注費	環境格付融資制度構築のための外注に必要な経費
諸経費	環境格付融資制度構築のために直接必要な旅費（国内に限る。）印刷製本費、通信運搬費、手数料等に必要な経費

（2） エコファンドの組成等に係る費用

設計調査検討費	環境に配慮した取組又はそれを行う事業者を対象とする株式・債券等を組み入れたファンドの新規組成及び既存のファンドの環境側面の追加・拡充、或いは環境に配慮した取組又は事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築に資する企画立案・設計事務費、システム整備費
審査費	事業者又は事業の実地審査に必要な経費

審査技術指導費	事業者又は事業の実地審査に係る金融機関職員の技術指導に必要な経費
分析・評価費	事業者又は事業の分析・評価及びシステム構築に係る経費
外注費	エコファンドの組成等のための外注に必要な経費
諸経費	エコファンドの組成等を行うために直接必要な旅費（国内に限る。）、印刷製本費、通信運搬費、手数料等に必要な経費

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、新規に環境格付融資制度を構築又はエコファンドを組成する場合、又は既存の環境格付融資及びエコファンドの環境側面の追加・拡充、或いは環境に配慮した取組またはそれを行う事業者を対象とする株式・債券等を投資先として組み入れた投資一任契約に基づく運用スキームの構築にあって、前条の必要な補助対象経費の中で承認したものとする。

2 この補助金の交付額は、環境大臣が認める額（以下「交付基準額」という。）と補助対象経費に係る実支出額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（実施計画書の提出）

第7条 補助金の交付を受けて「環境格付融資」及び「エコファンドの組成等」を行おうとする金融機関は、あらかじめ別紙様式第1による実施計画書を環境大臣宛に提出するものとする。

（補助事業の決定）

第8条 環境大臣は、前条の規定により提出のあった実施計画書を審査し、これらを提出した者のうちから補助金の交付の対象となる者（以下「補助金の交付予定者」という。）を決定するものとする。

（交付基準額の通知）

第9条 環境大臣は、前条の規定により補助金の交付予定者を決定したときは、速やかに、交付基準額を、補助金の交付予定者に通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 前条の規定により、環境大臣の通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第2による交付申請書に環境大臣が必要と認める書類を添付して、環境大臣が定める日までに環境大臣に申請しなければならない。

2 第1項に規定する場合において、当該補助対象経費に係る消費税等相当額（補助対

象経費に含まれる消費税及び地方諸費税のうち、消費税法に規定する費用に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の決定)

- 第 1 1 条 環境大臣は、前条第 1 項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をし、その者に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第 2 項本文の規定により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して前項の規定による交付の決定を行うものとする。
- 3 前 2 項の決定は、前条の規定による申請があった日から起算して 2 月以内に行うものとする。

(交付の条件)

- 第 1 2 条 環境大臣は、補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。
- 一 第 1 0 条第 1 項の申請の内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式第 3 による変更申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
 - イ 補助事業に要する第 5 条各号に掲げる経費の額(当該経費の増減額が変更前の当該経費の額に 1 0 分の 1 を乗じて得た額を超えない場合を除く。)
 - ロ 実施計画書の記載内容(軽微な変更を除く。)
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第 4 による中止廃止申請書により環境大臣に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。
 - 三 補助事業が期間内に完了しないとき又はこれら事業の遂行が困難になったときは、速やかに環境大臣に報告し、その指示を受けること。
 - 四 補助事業について、当該消費税相当額の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこと。

(交付の申請の取下げ)

- 第 1 3 条 第 1 1 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して 1 5 日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(交付の決定の取消し)

- 第 1 4 条 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件、その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 環境大臣は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。
- 3 前項の場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

- 第 1 5 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分して収入及び支出の状況を記載した会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿並びに収入及び支出の証拠書類を整理し、当該事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。
- 2 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿又は証拠書類の提出を求めることができる。

(状況報告)

- 第 1 6 条 環境大臣は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、前項の会計帳簿又は証拠書類の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第 1 7 条 補助事業者は、補助事業を完了した日 (第 1 2 条第二号の規定により承認を受けた場合には、当該承認のあった日) から起算して 1 月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、別紙様式第 5 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 1 0 条のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 1 8 条 環境大臣は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容 (第 1 2 条第一号の規定による承認をした場合には、当該承認の内容) 及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助金の交付は前項に規定する補助金の交付額の確定の後、行うものとする。

（消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 19 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第 6 による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

（環境格付・エコファンドの公表）

第 20 条 環境大臣は、第 17 条第 1 項の環境格付融資、エコファンド組成等報告書の全部又は一部を環境省ホームページその他の方法により公表するものとする。

（その他）

第 21 条 その他補助金に関し必要な事項は、環境大臣が別に定める。

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

フリガナ
住 所 〒
フリガナ
申請者 名称・職名
フリガナ
氏 名 印

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金実施計画書

実施計画書を下記のとおり作成したので、平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき申請する。

記

1. 事業名 (分野)	()		
2. 補助金所要額	金		円
3. 事業予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
4. 担当者			
(1) 主たる担当者	フリガナ 住所 フリガナ 所属名・職名 フリガナ 氏名 電話番号 ファクシミリ E-mail	〒	

(2) 従たる担当者	フリガナ	〒
	住所	
	フリガナ	
	所属名・職名	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ	
	E-mail	

5 . 事業の概要 (4 0 0 字程度)

6 . 事業の目的 (4 0 0 字程度)

7．本事業の特色（４００字程度）

--

8．本事業によりもたらせる効果（４００字程度）

--

9．所要経費

(1) 総事業費	(2)補助対象経費支出 予定額	(3)補助金所要額 〔(2)×1/2〕	(4)仕入に係る 消費税相当額
円	円	円	円
(5)要国庫補助金額 〔(3) - (4)〕			
円			

(9) 補助対象経費支出予定額内訳 (単位：円)		
経費区分	金 額	積 算 内 訳
(1)環境格付		
設計調査費		
評価基準検討費		
審査費		
審査技術指導費		
分析・評価費		
外注費		
諸経費		
合 計		
(2)エコファンド		
設計調査検討費		
審査費		
審査技術指導費		
分析・評価費		
外注費		
諸経費		
合 計		
総 計		

10. 添付書類（該当しない場合は除く）

（１）法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本

（２）貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類３年分

・決算報告書、有価証券報告書等のうち、貸借対照表、損益計算書部分の抜すいを添付すること。

・法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は税務署が発行したものとし、納付すべき額がゼロ円の場合であっても添付すること。

（３）既存の環境格付融資制度の拡充及びエコファンドを拡充組成する場合については既存の事業概要を説明できる資料。

別紙様式第2（第10条関係）

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

フリガナ
住 所 〒
フリガナ
申請者 名称・職名
フリガナ
氏 名 印

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金交付申請書

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金に係る事業を実施したいので、平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり申請する。

1. 事業名 (分 野)	()	
2. 申請金額	金 円	
3. 事業予定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
4. 事務担当者 (1) 主たる担当者	フリガナ 住所 フリガナ 所属名・職名 フリガナ 氏名 電話番号 ファクシミリ メールアドレス	

(2) 従たる担当者	フリガナ	
	住所	
	フリガナ	
	所属名・職名	
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	ファックス	
	メールアドレス	

5 . 事業の概要 (4 0 0 字程度)

6 . 事業の目的 (4 0 0 字程度)

7 . 本事業の特色（ 4 0 0 字程度）

--

8 . 本事業によりもたらせる効果（ 400 字程度）

--

9 . 所要経費

(1) 総事業費	(2)補助対象経費支出予定額	(3)交付基準額	(4)選定額 (2)と(3)を比較して少ない方の額
円	円	円	円
(5)補助金所用額 [(4) × 1/2]	(6)仕入れに係る消費税 相当額	(7)要国庫補助金額 [(5) - (6)]	
円	円	円	円

(9) 補助対象経費支出予定額内訳			(単位：円)
経費区分	金 額	積 算 内 訳	
(1)環境格付			
設計調査費			
評価基準検討費			
審査費			
審査技術指導費			
分析・評価費			
外注費			
諸経費			
合 計			
(2)エコファンド			
設計調査検討費			
審査費			
調査技術指導費			
分析・評価費			
外注費			
諸経費			
合 計			
総 計			

別紙様式第3（第12条関係）

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

	フリガナ	
	住所	〒
	フリガナ	
申請者	名称・職名	
	フリガナ	
	氏名	印

平成21年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金事業変更申請書

平成 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付の決定を受けた実施計画
を変更したいので、環境格付のための企業調査・審査事業費補助金交付要綱第12条の規
定に基づき、次のとおり承認を申請する。

1．事業名：
（分 野） （ ）

2．変更内容

3．変更の趣旨及び理由

4 . 経費配分変更内訳書

(単位 : 円)

経費区分	申請額	変更額	増減額	積 算 内 訳
(1)環境格付				
設計調査費				
評価基準検討費				
審査費				
審査技術指導費				
分析・評価費				
外注費				
諸経費				
合 計				
(2)エコファンド				
設計調査検討費				
審査費				
調査技術指導費				
分析・評価費				
外注費				
諸経費				
合 計				
総 計				

別紙様式第 4（第 1 2 条関係）

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

	フリガナ	
	住 所	〒
	フリガナ	
申請者	名称・職名	
	フリガナ	
	氏 名	印

平成 2 1 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金事業中止・廃止申請書

平成 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付の決定を受けた補助事業
を中止・廃止したいので、次のとおり申請する。

1．事業名：
（分 野）

2．中止・廃止の理由

別紙様式第 5（第 17 条関係）

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

	フリガナ	
	住 所	〒
	フリガナ	
申請者	名称・職名	
	フリガナ	
	氏 名	印

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付の決定（及び変更承認）を受けた平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査補助事業を完了しましたので、同事業費補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
（分 野）
- 2 国庫補助金精算所要額 金 円
- 3 事業実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 補助事業の実施状況
（ 1 ）補助事業の内容
（ 2 ）補助事業の効果
- 5 補助金の経費収支実績
別紙のとおり
- 6 添付資料（各 20 部）
（ 1 ）構築した環境格付融資制度又は組成したエコファンドの説明資料
（ 工程表等を含む ）
（ 2 ）その他参考資料

5 . 経費所要額精算調書

(1)総事業費	(2)交付基準額	(3)補助対象経費 実支出額	(4) 選定額 (2)と(3)を比較して 少ない方の額	(5)国庫補助基本額 (1)と(4)を比較し て少ない方の額
円	円	円	円	円
(6)補助金所用額 (5) × 1/2	(7)仕入れに係る消 費税等相当額	(8)要国庫補助金 額 (6) - (7)	(9)補助金交付決定 額	(10)要国庫補助金額 (9) - (8)
円	円	円	円	円
(11) 補助対象経費実支出額内訳 (単位：円)				
経費区分	金 額	積 算 内 訳		
(1)環境格付 設計調査費 評価基準検討費 審査費 審査技術指導費 分析・評価費 外注費 諸経費 合 計				
(2)エコファンド 設計調査検討費 審査費 審査技術指導費 分析・評価費 外注費 諸経費 合 計				
総 計				

別紙様式第 6（第 19 条関係）

平成 年 月 日

環 境 大 臣 殿

	フリガナ	
	住 所	〒
	フリガナ	
申請者	名称・職名	
	フリガナ	
	氏 名	印

平成 21 年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金事業の仕入に係る
消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付決定通知があった平成
年度環境格付のための企業調査・審査事業費補助金について、環境格付のための企業調
査・審査事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 事業名
(分 野) ()
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け環政経発第 号による額の確定通知額)
金 円
- 3 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
金 円
- 5 補助金返還相当額 (4 - 3)
金 円
- 6 参考となるその他書類 (4 の金額の積算の内訳等)